

平成16年(行ウ)第68号、第69号 公金支出差止等請求事件

原 告 村越 啓雄 外54名

被 告 千葉県知事 外2名

準 備 書 面 (3)

平成17年8月22日

千葉地方裁判所民事第3部合議4係 御中

被告千葉県知事外2名訴訟代理人

弁護士 伴 義 聖



同復代理人

弁護士 堀 内 徹 也



被告千葉県知事外2名指定代理人

岩 崎 進



澁 谷 勇



被告千葉県知事指定代理人

鶴 岡 誠



渡 邊 政 考



山 崎 耕



田 中 耕






高 橋 豊







鈴 鹿 春



被告千葉県水道局長指定代理人

永	井	克	典	
岩	淵	敏	弘	
永	野	龍	志	

被告千葉県企業庁長指定代理人

小	山	暁		
小	沢	直	樹	
小	泉	英	司	
山	國	貴	千	

目 次

第1 ハッ場ダム建設事業に係る費用の負担について

- 1 治水に係る費用の負担について
- 2 利水に係る費用の負担について
 - (1) ダム本体に関する負担
 - (2) 水源地域対策特別措置法に基づく負担
 - (3) 財団法人利根川・荒川水源地域対策基金に関する負担

第2 ハッ場ダム建設事業に係る費用負担の手續について

- 1 治水に係る費用負担の手續について
- 2 利水に係る費用負担の手續について
 - (1) ダム本体に関する負担の手續
 - (2) 水源地域対策特別措置法に基づく負担の手續
 - (3) 財団法人利根川・荒川水源地域対策基金に関する負担の手續

第3 千葉県知事、千葉県水道局長及び千葉県企業庁長のハッ場ダム建設事業に係る財務会計行為（公金の支出）について

- 1 千葉県知事の治水に係る負担金の支出について（平成15年9月11日～平成16年9月10日）
- 2 千葉県水道局長の利水に係る負担金の支出について（平成15年9月11日～平成16年9月10日）
 - (1) ダム本体に関する負担
 - (2) 水源地域対策特別措置法に基づく負担
 - (3) 財団法人利根川・荒川水源地域対策基金に関する負担
- 3 千葉県企業庁長の利水に係る負担金の支出について（平成15年9月11日～平成16年9月10日）
 - (1) ダム本体に関する負担
 - (2) 水源地域対策特別措置法に基づく負担
 - (3) 財団法人利根川・荒川水源地域対策基金に関する負担
 - (4) 被告千葉県企業庁長に対し、椎名賢に損害賠償の請求をすることを求める

訴えについて

4 一般会計繰出金の支出について（平成15年9月11日～平成16年9月10日）

第4 八ッ場ダム建設事業に係る負担金の専決について

1 治水に係る専決について

2 利水に係る専決について

（1）千葉県水道局長

（2）千葉県企業庁長

第5 水源地域対策特別措置法12条1項2号に基づく水源地域整備事業の負担金
について

別表 八ッ場ダム建設事業に係る負担金の支出状況

第1 ハッ場ダム建設事業に係る費用の負担について

ハッ場ダム建設事業は、利根川水系吾妻川の群馬県吾妻郡長野原町に多目的ダムを建設することにより、利根川の洪水調節及び吾妻川における流水の正常な機能の維持と増進を図る（以下「治水」という。）とともに、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、藤岡市（群馬県）、北千葉広域水道企業団（千葉県）及び印旛郡市広域市町村圏事務組合（千葉県）における新規の都市用水（水道用水及び工業用水）の確保を行う（以下「利水」という。）ものであり、国土交通省（旧建設省。以下「国土交通省」という。）が事業主体となり実施しているものである（被告ら準備書面（1）の1参照）。

以下においては、それぞれの目的（治水及び利水）に係る費用の負担について説明する。

1 治水に係る費用の負担について

河川は、国の公物であり、その管理は、一級河川については国土交通大臣（旧建設大臣。以下「国土交通大臣」という。）が行うこととされている（河川法9条1項）。ハッ場ダム建設事業に係る吾妻川及び利根川は、いずれも一級河川であり、国土交通大臣が河川管理者である。

一級河川の管理に要する費用については、一級河川が国土保全上又は国民経済上特に重要な河川であること、すなわち国家的利害関係に重要な関係があることに照らし、「他の法律に特別の定めがある場合を除き、」国が負担することとされているが（同法59条）、国土交通大臣の行う管理は、国家的見地に立って、国土保全上又は国民経済上の見地より行われるものであっても、これによって生ずる利益は都道府県にも帰するものであるため、都道府県も負担者の立場にたつことが衡平に適することから、同条の費用負担の特例として、同法60条1項において、「都道府県は、その区域内における一級河川の管理に要する費用（指定区間内における管理で第9条第2項の規定により都道府県知事が行うものとされたものに係る費用を除く。）については、政令で定めるとこ

ろにより、その2分の1（改良工事のうち政令で定める大規模な工事に要する費用にあってはその10分の3、その他の改良工事に要する費用にあってはその3分の1、維持及び修繕に要する費用にあってはその10分の4.5）を負担する。」と定められている。八ッ場ダム建設事業の目的のうち治水については、上記政令である河川法施行令36条の2に規定する大規模改良工事（同条1号該当）であり、工事に要する費用の10分の3を都道府県が負担することとなる。

また、同法63条1項においては、「国土交通大臣が行う河川の管理により、第60条第1項の規定により当該管理に要する費用の一部を負担する都府県以外の都府県が著しく利益を受ける場合においては、国土交通大臣は、その受益の限度において、同項の規定により当該都府県が負担すべき費用の一部を当該利益を受ける都府県に負担させることができる。」とされている。これは、本来は費用負担者でない他の都府県が著しく受益する場合には、当該都府県にも費用の一部を分担させることによって、費用負担の衡平を図ろうとするものであり、同法60条1項の都道府県の負担金と同様に受益者負担の性格を有するものである。

本件に係る治水の負担については、まず、同法63条1項に基づいて、利根川上流部の多目的ダム建設事業についての都県別負担割合が建設大臣（現国土交通大臣）により定められており、千葉県の負担割合は、1000分の23.9.8、（1000分の239.8）である（乙49号証）。

次に、八ッ場ダム建設事業における同法59条、60条1項及び63条の規定に基づく国並びに群馬県、埼玉県、東京都、千葉県、栃木県及び茨城県の治水に関する負担額は、昭和61年に作成された八ッ場ダムの建設に関する基本計画では、建設に要する費用の額に1000分の525を乗じて得た額とされている（乙11号証）。

したがって、千葉県が八ッ場ダム建設事業の治水に関し負担する負担金の総額は、約266億円（2110億円×1000分の239.8×1000分の

525) に河川法60条1項及び同法施行令36条の2の規定に基づく10分の3を乗じた約80億円となる。

その後、ハッ場ダム建設に関する基本計画は平成16年9月28日に変更されており、そこでは、同法59条、60条1項及び63条の規定に基づく国並びに群馬県、埼玉県、東京都、千葉県、栃木県及び茨城県の治水に関する負担額が、建設に要する費用の額に1000分の546を乗じて得た額に変更された(乙13号証)。また、同法63条1項に基づく千葉県の負担割合は1000分の230.6に変更され、その旨の通知があった(乙50号証)。

それらにより、千葉県がハッ場ダム建設事業の治水に関し負担する負担金の総額は、約579億円(4600億円×1000分の546×1000分の230.6)に10分の3を乗じた約17.4億円となる。

なお、千葉県が昭和42年度から平成15年度までに治水に関し負担した費用の累計額は、66億5855万4172円である。

2 利水に係る費用の負担について

(1) ダム本体に関する負担

ア ダム使用権の設定予定者が負担する費用負担については、特定多目的ダム法7条1項において「ダム使用権の設定予定者は、多目的ダムの建設に要する費用のうち、建設の目的である各用途について、多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水を当該用途に供することによって得られる効用から算定される推定の投資額及び当該用途のみに供される工作物でその効用と同等の効用を有するものの設置に要する推定の費用の額並びに多目的ダムの建設に要する費用の財源の一部に借入金充てられる場合においては、支払うべき利息の額を勘案して、政令で定めるところにより算出した額の費用を負担しなければならない。」と規定されている。

このダム使用権設定予定者の負担する額は、当該多目的ダム建設に要する費用又は当該多目的ダム建設により設置するダム管理施設の管理に要する費用の

額にダム使用権設定予定者の負担割合を乗じた額等であり、このダム使用権設定予定者の負担割合は、分離費用身替り妥当支出法を基準として算定することとされている（同法施行令1条の2，2条）。

イ 昭和61年に作成された八ッ場ダムの建設に関する基本計画（乙11号証）においては、特定多目的ダム法7条1項の規定に基づくダム使用権の設定予定者の負担金は、八ッ場ダム建設に要する費用の概算額約2110億円に同法施行令1条の2により算定された負担割合を乗じて得た額とされており、その負担割合は、千葉県（水道）については1000分の33、群馬県（水道）については1000分の41、藤岡市（水道）については1000分の5、埼玉県（水道）については1000分の168、東京都（水道）については1000分の154、茨城県（水道）については1000分の31、北千葉広域水道企業団（水道）については1000分の10、印旛郡市広域市町村圏事務組合（水道）については1000分の22、群馬県（工業用水道）については1000分の4、千葉県（工業用水道）については1000分の7とされていた。

平成16年9月28日に変更された後の八ッ場ダムの建設に関する基本計画（乙13号証）においては、同法7条1項の規定に基づくダム使用権の設定予定者の負担金は、八ッ場ダム建設に要する費用の概算額約4600億円に同法施行令1条の2により算定された負担割合を乗じて得た額とされており、その負担割合（ダム使用権設定予定者から利水参画量を変更する意向が示されたことから、群馬県（水道）、印旛郡市広域市町村圏事務組合（水道）及び千葉県（工業用水道）の負担割合が変更された（被告らの準備書面（1）の2（3）ウ（8頁）参照。）は、千葉県（水道）については1000分の33、群馬県（水道）については1000分の20、藤岡市（水道）については1000分の5、埼玉県（水道）については1000分の168、東京都（水道）については1000分の154、茨城県（水道）については1000分の31、北千葉広域水道企業団（水道）については1000分の10、印旛郡市広域市町村圏事務組合（水道）については1000分の15、群馬県（工業用水道）につ

いては1000分の4、千葉県（工業用水道）については1000分の14とされている。

なお、千葉県水道局（水道）が特定多目的ダム法7条1項の規定に基づき昭和62年度から平成15年度までに負担してきたダム使用权設定予定者の負担金の累計額は、57億8147万9000円であり、千葉県企業庁（工業用水道）が昭和62年度から平成15年度までに負担してきた同負担金の累計額は、12億2510万8000円である。

ウ 河川管理者である国土交通大臣は、多目的ダムを新築しようとするときは、特定多目的ダム法4条により、その建設に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を作成しなければならないが、基本計画には新築しようとする多目的ダムに関して、建設の目的、位置及び名称、規模及び型式、貯留量、取水量及び放流量並びに貯留量の用途別配分に関する事項、ダム使用权の設定予定者、建設に要する費用及びその負担に関する事項、工期、その他建設に関する基本的事項を定めることとされている。また、基本計画を作成し、又は変更しようとするときは、あらかじめ関係都道府県知事及びダム使用权の設定予定者の意見を聞くこととされており、関係都道府県知事は、意見を述べようとするときは、当該都道府県の議会の議決を経なければならないとされている（同法4条）。

このことから、国土交通大臣は、ハッ場ダムの建設に関する基本計画の作成時（昭和61年）と同基本計画の変更時（平成13年及び平成16年）に、それぞれ、千葉県知事等関係都道府県知事及びダム使用权設定予定者に対し、意見照会（乙14号証、乙17号証、乙20号証）を行っており、これに対し、千葉県知事及びダム使用权設定予定者たる千葉県知事（水道、工業用水道）は、千葉県議会の議決を経て（乙15号証、乙18号証、乙21号証）、それぞれ異議のない旨の意見を述べている（乙16号証、乙19号証、乙22号証）。

なお、他の関係都道府県知事及びダム使用权設定予定者もそれぞれ異議のない旨の意見を述べている。

(2) 水源地域対策特別措置法に基づく負担

ア 水源地域対策特別措置法は、ダム等によりその基礎条件が著しく変化する地域について、生活環境、産業基盤等を整備し、あわせてダム貯水池の水質の汚濁を防止する等のため、水源地域整備計画を策定し、その実施を推進する等特別の措置を講ずることにより関係住民の生活の安定と福祉の向上を図り、もってダム等の建設を促進し、水資源の開発と国土の保全に寄与することを目的としている（同法1条）。

同法の適用対象となる施設は、国、地方公共団体、独立行政法人水資源機構が建設するダム（相当数の住宅又は相当の面積の農地が水没するもの）等であり（以下「指定ダム等」という。）、政令で指定することとされている（同法2条）。

国土交通大臣（平成13年1月5日以前は内閣総理大臣）は、指定ダム等により河川の流水が貯留される土地の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の区域のうち、指定ダム等の建設によりその基礎条件が著しく変化すると認められる地域を水源地域として指定することができることとされており（同法3条）、この水源地域の公示があったときは、当該地域の都道府県知事は遅滞なく水源地域整備計画の案を作成して国土交通大臣（平成13年1月5日以前は内閣総理大臣）に提出し、同大臣は水源地域整備計画を決定するものとされている（同法4条）。そして、水源地域整備計画には、同法5条各号に掲げる事業の概要及び経費の概算について定めるものとされている。

また、水源地域整備計画に基づく事業（以下「整備事業」という。）については、国、地方公共団体その他の者が実施するものとされ（同法6条）、整備事業がその区域内において実施される地方公共団体で当該事業に係る経費の全部又は一部を負担するものは、ダム等を利用して河川の流水を水道、工業用水道又は発電の用に供することが予定されている者等に経費の一部を負担させることができる（同法12条）。

イ 本件八ッ場ダムについては、昭和61年3月18日に同法に基づく指定ダム

に指定され（水源地域対策特別措置法第二条第二項のダム，同条第三項の湖沼水位調節施設及び第九条第一項の指定ダムを指定する政令（昭和49年政令第273号）の一部を改正する政令（昭和61年政令第28号）），平成7年9月29日に同法3条に基づき群馬県吾妻郡長野原町の川原畑，川原湯，林，横壁及び長野原の水没5地区が水源地域に指定され（乙51号証），同年12月19日に同法4条の規定に基づく水源地域整備計画が公示されたが（乙52号証），さらに，平成12年2月15日には水源地域整備計画の事業内容の一部変更が公示された（乙53号証）。

ハッ場ダムに係る整備事業は，土地改良事業，治山事業，治水事業，道路の整備に関する事業，簡易水道の整備に関する事業，下水道の整備に関する事業，義務教育施設の整備に関する事業，公営住宅の建設の事業等を内容とし，総事業費は約997億円となっている（乙52号証，乙53号証）。

ハッ場ダムに係る整備事業に要する費用の負担については，同法12条に基づき，整備事業を実施する群馬県（同県吾妻郡長野原町及び吾妻町が実施する事業については両町を代表して群馬県）が，ハッ場ダムを利用して河川の流水を都市用水に利用することを予定している茨城県，埼玉県，千葉県，東京都及び群馬県と協議し，これら都県間で，平成8年2月22日付けで「利根川水系吾妻川ハッ場ダムに係る水源地域整備事業に要する下流受益者負担に関する協定書」（以下「水特協定書」という。）を締結し，都県別の受益者の負担割合について定めるとともに，同日付けで「利根川水系吾妻川ハッ場ダムに係る水源地域整備事業の実施及び負担金の取扱い等に関する覚書」（以下「水特覚書」という。）を締結し，整備事業の実施計画等の細目を定めている（乙54号証，乙55号証）。この水特協定書で，千葉県の負担割合は，整備事業に要する経費のうち下流受益者が負担する経費約403億円の15.16パーセントとされ，負担金の額は約61億円の見込みである。

また，水特協定書は千葉県が千葉県内の各利水者（地方公営企業たる千葉県水道局及び千葉県企業庁並びに一部事務組合である北千葉広域水道企業団及び

印旛郡市広域市町村圏事務組合)を代表して関係都県と締結したもので、同協定書とは別に千葉県と群馬県との間で平成8年3月29日付けで「利根川水系吾妻川ハッ場ダムに係る水源地域整備事業に要する下流受益者負担に関する協定書に伴う覚書」(以下「受益者覚書」という。)を締結し、水特協定書で「千葉県」とあるのを「千葉県水道局、北千葉広域水道企業団、印旛郡市広域市町村圏事務組合及び千葉県企業庁」と読み替えるとともに、千葉県水道局、北千葉広域水道企業団、印旛郡市広域市町村圏事務組合及び千葉県企業庁の利水者負担率について定めている。この覚書で、千葉県水道局の負担率は、水特協定書における千葉県の利水者全体の負担割合の0.4583、千葉県企業庁の負担率は0.0972とされ(その余は北千葉広域水道企業団等の一部事務組合の負担率)、負担金の額は千葉県水道局が約28億円、千葉県企業庁が約6億円となる(乙56号証)。

さらに、千葉県は、千葉県内の各利水者との間で平成8年3月29日付けで「利根川水系吾妻川ハッ場ダムに係る水源地域整備事業に要する下流受益者負担に関する協定書に伴う千葉県負担金の利水者負担に関する覚書」(以下「利水者覚書」という。乙57号証)を締結し、各利水者が群馬県の請求によりそれぞれ利水者負担金を支払う旨定めている。

なお、千葉県水道局(水道)が平成8年度から平成15年度までに整備事業に要する経費に関し負担した金額の累計額は、6億6525万863円であり、千葉県企業庁(工業用水道)が平成8年度から平成15年度までに負担した金額の累計額は1億4109万1827円である。

(3) 財団法人利根川・荒川水源地域対策基金に関する負担

水源地域対策基金は、ダム等の建設に伴う水源地域への影響を可能な限り緩和するため、水源地域対策特別措置法に基づく水源地域対策を補完するきめ細かな対策の推進を目的として、民法34条に基づく国土交通大臣(平成13年1月5日以前は内閣総理大臣)の許可を受けて、水源地域と受益地域の関係地

方公共団体等により設立される財団法人である。

財団法人利根川・荒川水源地域対策基金（以下「利根川荒川基金」という。）は、昭和51年12月22日に内閣総理大臣の許可を受けて設立された水源地域対策基金であり（乙58号証）、これを皮切りに各地で水源地域対策基金が設立されている。

利根川荒川基金の行う事業は、「財団法人利根川・荒川水源地域対策基金寄附行為」により、関係地方公共団体等が講ずる水没関係住民の不動産取得、生活安定及び水没関係地域の振興に必要な措置に対する資金の貸付け、交付等の援助並びに水没関係住民の生活再建又は水没関係地域の振興に必要な調査及びその受託等とされている（乙59号証の1（平成17年3月31日改正前のもの）、乙59号証の2（平成17年3月31日改正後のもの））。

ハッ場ダム建設に伴い利根川荒川基金が実施する事業（以下「基金事業」という。）の全体計画については、現在、関係都県間で協議中で未決定であるが、利根川荒川基金では、緊急的に必要な事業について、「財団法人利根川・荒川水源地域対策基金業務方法書」（乙60号証の1（平成17年3月31日改正前のもの）、乙60号証の2（平成17年3月31日改正後のもの））に基づき、理事会の議決を経て「利根川水系ハッ場ダム業務細則」を定め、昭和63年度から、生活相談員設置に対する助成、移転用地等先行取得資金の利子補給に対する助成、職業転換に対する助成、幼稚園、産業振興センター等の整備や新温泉源開発等の水没関係地域振興に対する助成、調査費の助成等の事業を実施している（乙61号証）。

ハッ場ダム建設に伴う基金事業に対する受益地域の関係地方公共団体の負担については、平成2年8月1日付けで「利根川水系ハッ場ダム建設事業に伴う財団法人利根川・荒川水源地域対策基金の事業に要する経費の負担についての協定書」（以下「基金協定書」という。）が群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都及び利根川荒川基金の間で締結され、関係地方公共団体の負担割合について定められた。千葉県の負担割合は、基金協定書において15.79パーセ

ントとされている（乙62号証）。

また、基金協定書は千葉県が千葉県内の各利水者（千葉県水道局、千葉県企業庁、北千葉広域水道企業団、印旛郡市広域市町村圏事務組合）を代表して関係都県と締結したものであるため、同協定書とは別に千葉県と千葉県内の各利水者との間で平成2年11月1日付けで「利根川水系八ッ場ダム建設事業に伴う利根川・荒川水源地域対策基金に係る千葉県負担額の利水者負担に関する覚書」

（以下「基金受益者覚書」という。）を締結し、千葉県水道局、北千葉広域水道企業団、印旛郡市広域市町村圏事務組合及び千葉県企業庁が基金協定書の千葉県負担金を利根川荒川基金に対して支払うこと並びに各利水者の負担割合について定めている（乙63号証）。

さらに、利根川荒川基金と関係都県との間で、毎年度「八ッ場ダム細目協定書」が締結され、八ッ場ダム建設に伴う基金事業の規模と負担金額について定められるとともに（平成15年度につき乙64号証の1、平成16年度につき乙64号証の2）、千葉県と利根川荒川基金との間で、毎年度「八ッ場ダム細目協定に伴う覚書」（以下「細目協定覚書」という。）が締結され、基金事業の負担金を各利水者が負担する旨定められている（平成15年度につき乙65号証の1、平成16年度につき乙65号証の2）。

上記の基金受益者覚書で、千葉県水道局の負担割合は、基金協定書における千葉県の負担額の157.9分の72.4、千葉県企業庁の負担割合は157.9分の15.3とされている（乙63号証）。

なお、千葉県水道局（水道）が昭和63年度から平成15年度までに基金事業に要する経費に関し負担した金額の累計額は、1億2475万1605円であり、千葉県企業庁（工業用水道）が昭和63年度から平成15年度までに負担した金額の累計額は、2636万3618円である。

第2 八ッ場ダム建設事業に係る費用負担の手續について

1 治水に係る費用負担の手續について

ハツ場ダム建設事業は、国土交通大臣が行う多目的ダム建設事業で治水と利水を目的とするものであり、国費及び地方公共団体の負担を財源として施行されるものである。

前記第1・1に述べた治水に係る費用の地方公共団体の負担は、河川法64条1項に基づき、国庫に納付しなければならないこととされており、その納付の手續については、同法施行令38条1項において、「国土交通大臣は、その行う一級河川の管理に要する費用の負担に関し、法第60条第1項又は法第63条第1項の規定によりその費用を負担すべき都道府県に対し、それぞれの負担すべき額を納付すべき旨を通知しなければならない。ただし、法第60条第1項の規定により甲都府県が負担すべき額の一部を法第63条第1項の規定により乙都府県が負担すべきときは、甲都府県に対しては、乙都府県が負担すべき額を控除した額を納付すべき旨を通知するものとする。」と規定されている。

国の歳入は、歳入徴収官の発する納入告知書により徴収する。すなわち、歳入は歳入徴収官でなければこれを歳入とすることができず（会計法5条）、歳入徴収官は、歳入を徴収するときは、これを調査決定し、債務者に対し納入の告知をしなければならないとされている（同法6条）。

この納入の告知は、債務者に対し歳入科目、納付すべき金額、期限及び場所を記載した書面（納入告知書）をもってするとされていることから（予算決算及び会計令29条）、前記の国土交通大臣の河川法施行令38条1項に基づく納付の通知がされた後、歳入徴収官国土交通大臣官房会計課長は、当該通知に基づいて、債務者である千葉県に対し納入告知書を発行し、千葉県は当該告知書に記載された金額を、記載された期限までに納付している。

仮に、千葉県がこれらの負担金を納期限までに納付しない場合は、同法64条1項に違反するほか、地方財政法19条に違反することになり、この場合において、当該負担金は公法上の金銭債権であることから、河川法74条の規定により、国税の滞納処分の例により強制的に徴収されることとなる。

なお、河川法施行令38条1項の規定に基づく納付の通知のほか、地方財政

の計画的運営を確保する見地から、国（国土交通省）からは、地方財政法17条の2第2項の規定に基づき、年度当初に、千葉県に対し、当該年度における八ッ場ダム建設事業に係る千葉県の負担（地方負担金）の予定額が通知されている。また、予定額に変更があった場合も同様に通知されている。

2 利水に係る費用負担の手續について

(1) ダム本体に関する負担の手續

特定多目的ダム法7条1項の規定により国土交通大臣がダム使用权の設定予定者に負担させる前記第1・2・(1)に述べた費用については、同法27条の規定に基づき、国庫に納付しなければならないこととされており、その納付の手續については、同法施行令11条の3の規定により国土交通大臣から納付の通知がなされる。

国の歳入は、歳入徴収官の発する納入告知書により徴収する。すなわち、歳入は歳入徴収官でなければこれを歳入とすることができず（会計法5条）、歳入徴収官は、歳入を徴収するときは、これを調査決定し、債務者に対し納入の告知をしなければならないとされている（同法6条）。

この納入の告知は、債務者に対し歳入科目、納付すべき金額、期限及び場所を記載した書面（納入告知書）をもってするとされていることから（予算決算及び会計令29条）、前記の国土交通大臣の特定多目的ダム法27条に基づく納付の通知がされた後、歳入徴収官国土交通大臣官房会計課長は、当該通知に基づいて、債務者である千葉県、北千葉広域水道企業団及び印旛郡市広域市町村圏事務組合に対し納入告知書を発行し、千葉県等は当該告知書に記載された金額を、記載された期限までにそれぞれ納付している。

仮に、千葉県等がこれらの負担金を納期限までに納付しない場合は、同法7条1項に違反するほか、地方財政法19条に違反することになり、この場合において、当該負担金は公法上の金銭債権であることから、特定多目的ダム法36条の規定により、国税の滞納処分の例により強制的に徴収されることとなる。

なお、上記特定多目的ダム法27条の規定に基づく納付の通知のほか、地方財政の計画的運営を確保する見地から、国（国土交通省）からは、地方財政法17条の2第2項の規定に基づき、年度当初に、千葉県等に対し、当該年度における八ッ場ダム事業に係る千葉県等の負担予定額が通知されている。また、予定額に変更があった場合も同様に通知されている。

(2) 水源地域対策特別措置法に基づく負担の手続

前記第1・2・(2)に述べたように、整備事業の実施及び負担金の取扱い等に関しては、水特協定書及び水特覚書が、平成8年2月22日付けで、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県及び東京都の間で締結されている（乙54号証、55号証）。

群馬県は、水特覚書1条2項に基づき、事業実施の前年度の8月10日までに整備事業の事業計画を取りまとめ、関係都県と協議し、関係都県の同意により事業計画が決定されている。さらに、群馬県は、同覚書1条1項に基づき、事業実施年度の6月30日までに当該年度の整備事業の事業実施計画を取りまとめ、関係都県と協議し、関係都県の同意により事業実施計画が決定されている。なお、千葉県では、群馬県からの当該年度の整備事業の事業実施計画の協議を受けて、同実施計画について八ッ場ダムの千葉県内の各利水者（千葉県水道局、千葉県企業庁、北千葉広域水道企業団及び印旛郡市広域市町村圏事務組合）に協議し、各利水者からの同意する旨の回答を得たうえで群馬県に対し同意する旨回答している。

また、関係都県は、水特覚書3条1項ないし3項に基づき、整備事業の年度負担金を群馬県からの請求により支払い、群馬県は、同覚書5条に基づき、当該年度の整備事業が完了したときは、関係都県に対して事業の実績を報告しているが、整備事業の年度負担金については、千葉県では八ッ場ダムの千葉県内の各利水者（千葉県水道局、千葉県企業庁、北千葉広域水道企業団及び印旛郡市広域市町村圏事務組合）が群馬県からの請求を直接受けて、それぞれ支払っ

ている。また、千葉県は、整備事業の実績報告を千葉県内の各利水者にそれぞれ通知している。

(3) 財団法人利根川・荒川水源地域対策基金に関する負担の手続

前記第1・2・(3)に述べた基金事業の実施については、「財団法人利根川・荒川水源地域対策基金業務方法書」(以下「業務方法書」という。)に基本的事項が定められており(乙60号証の1(平成17年3月31日改正前のもの)、乙60号証の2(平成17年3月31日改正後のもの))、利根川荒川基金は、業務方法書6条に基づきダム等ごとに業務細則(乙61号証)を定め、業務方法書8条に基づき事業に要する経費の負担について関係都県と基金協定書を締結し(乙62号証)、業務方法書9条1項に基づきダム等ごとの毎年度の事業計画書により事業を実施することとされている。また、関係都県ごとの負担金については、業務方法書10条に基づき、その見込額を毎年度関係都県の予算編成期前に関係都県に通知するとともに、業務方法書11条に基づき、毎事業年度当初に当該年度における関係都県の負担金の額、納入時期等を関係都県に通知することとされている。

さらに、利根川荒川基金は、基金協定書3条に基づき、毎年度、当該年度の基金事業の規模、内容、手続等について、関係都県と細目協定書(平成15年度につき乙64号証の1、平成16年度につき乙64号証の2)を締結し、事業を実施している。

そして、細目協定書に基づき、関係都県は、負担金を利根川荒川基金の請求書により支払い、利根川荒川基金は、事業が完了したときは、関係都県に実績報告を行い、負担金を精算することになるが、千葉県は、細目協定書とは別に利根川荒川基金との間で、毎年度、細目協定覚書(平成15年度につき乙65号証の1、平成16年度につき乙65号証の2)を締結しており、同覚書に基づき、同基金からの負担金の請求や同基金に対する支出等の手続については、同基金と各利水者との間で直接なされている。また、利根川荒川基金からの事

業実績報告については、千葉県から各利水者に通知している。

第3 千葉県知事、千葉県水道局長及び千葉県企業庁長の八ッ場ダム建設事業に係る財務会計行為（公金の支出）について

1 千葉県知事の治水に係る負担金の支出について（平成15年9月11日～平成16年9月10日）

本件において原告らが違法と主張するのは、平成15年9月11日から平成16年9月10日までの期間における千葉県知事の所管する一般会計からの治水に係る負担金の支出（公金の支出）であるので、以下、平成15年度及び平成16年度について明らかにする。

(1) 平成15年度について

ア 国（国土交通省）は、地方財政法17条の2第2項の規定により、平成15年4月1日に、平成15年度治水特別会計の直轄治水事業に係る地方公共団体の負担予定額を千葉県に対して通知している。その内容は、平成15年度の千葉県に関係する多目的ダム建設事業費を35億621万2000円（このうち八ッ場ダム建設事業に係る事業費は24億5315万4000円）とし、当該多目的ダム建設事業費のうち千葉県の負担予定額を12億4184万1000円（このうち八ッ場ダム建設事業に係る負担予定額は8億5592万4000円）としている（乙66号証）。

その後、国は、平成15年11月14日に、平成14年度、平成13年度及び平成12年度の千葉県の負担額の精算を通知している（乙67号証）。この通知の内容は、千葉県に関係する多目的ダム建設事業費を精算により平成13年度分について7万1038円増額（このうち八ッ場ダム建設事業に係る事業費は2万6564円増額）し、当該事業費のうち千葉県の負担額を2万1311円増額（このうち八ッ場ダム建設事業に係る千葉県の負担額は7969円増額）するとともに、平成14年度分について9533万821円減額し（このうち八ッ場ダム建設事業に係る事業費は8442万7804円減額）、当該事

業費のうち千葉県の負担額を2859万8348円減額（このうち八ッ場ダム建設事業に係る千葉県の負担額の精算額は2532万8642円減額）するものである。

また、国は、平成16年2月2日に負担予定額の変更を通知（千葉県に係る多目的ダム建設事業費を1億584万7000円増額し、千葉県の負担予定額を3175万4000円増額するもので、全て八ッ場ダム建設事業に係る事業費及び負担予定額の増額による変更）している（乙68号証）。

そして、千葉県に対する具体的な費用負担の命令としての地方負担金の納付の通知は、河川法60条1項及び63条1項の規定により、平成15年8月8日に負担額5億8943万3000円（このうち八ッ場ダム建設事業に係る千葉県の負担額は3億8439万5000円）（乙69号証）、同年11月17日に負担額1億8686万6963円（このうち八ッ場ダム建設事業に係る千葉県の負担額は1億6610万2800円（八ッ場ダム建設事業分は、1億9155万6000円であるが、この額から八ッ場ダムの平成13年度と平成14年度の調整額2532万673円及び利根川渡良瀬遊水池総合開発の過年度調整額13万2527円を差し引いたもの））（乙70号証）、平成16年2月10日に負担額4億6871万8000円（このうち八ッ場ダム建設事業に係る千葉県の負担額は3億1172万7000円）（乙71号証）とそれぞれなされている。

その各通知に応じて、歳入徴収官国土交通省大臣官房会計課長は、平成15年8月22日に3億8439万5000円（乙72号証）、同年11月21日に1億6610万2800円（乙73号証）、平成16年2月20日に3億1172万7000円（乙74号証）の納入告知書により、千葉県に対して当該地方負担金を国庫に納付するよう納入の告知をしている。

上記をまとめると、平成15年度の治水特別会計の直轄治水事業に係る千葉県の負担額は、合計12億4501万7963円（5億8943万3000円＋1億8686万6963円＋4億6871万8000円）で、このうちの八

ッ場ダム建設事業に対する千葉県の負担額は、合計8億6222万4800円（3億8439万5000円+1億6610万2800円+3億1172万7000円）とされ、負担金の納入の告知も合計8億6222万4800円となっている。

イ この平成15年度の地方負担金に係る予算については、平成15年2月12日に千葉県知事が平成15年度当初予算案（乙75号証）として千葉県議会に提出し（概算に基づくもの）、同年3月5日に同議会において議決されている。その後、負担予定額の変更通知に応じて、千葉県知事は、平成16年3月4日に千葉県議会に補正予算案（乙76号証）を提出し、同年3月9日に同議会において議決されている。

千葉県（千葉県知事）は、この議決された予算に基づき、前記の納付の通知及び納入の告知により、その一般会計から、3億8439万5000円（支出負担行為及び支出命令：平成15年8月26日、支出：同年9月10日）（乙77号証の1）、1億6610万2800円（支出負担行為及び支出命令：平成15年11月28日、支出：同年12月10日）（乙77号証の2）、3億1172万7000円（支出負担行為及び支出命令：平成16年2月25日、支出：同年3月10日）（乙77号証の3）、合計8億6222万4800円の予算を執行をしたものである。なお、八ッ場ダム建設事業に係る負担金は、同ダムと同じ多目的ダム建設事業である湯西川ダムの建設事業に係る負担金と併せて予算執行している。

これらの金額は、前記の納付の通知及び納入告知書に記載された額並びに議決された予算の積算根拠の額と同額であり、千葉県知事には、この金額を増減する裁量権は全くない。

（2）平成16年度について

ア 国（国土交通省）は、地方財政法17条の2第2項の規定により、平成16年4月1日に、平成16年度治水特別会計の直轄治水事業に係る地方公共団体

の負担予定額を千葉県に対して通知している。その内容は、平成16年度の千葉県に係る多目的ダム建設事業費を36億6079万5000円（このうち八ッ場ダム建設事業に係る事業費は25億4972万1000円）とし、当該多目的ダム建設事業費のうち千葉県の負担予定額を12億8893万5000円（このうち八ッ場ダム建設事業に係る負担予定額は8億8561万3000円）としている（乙78号証）。

その後、国は、平成16年11月15日に負担予定額の変更を通知（千葉県に係る多目的ダム建設事業費を3550万6000円増額し、千葉県の負担予定額を1065万2000円増額するもので、全て八ッ場ダム建設事業に係る事業費及び負担予定額の増額による変更）している（乙79号証）。

また、国は、平成16年11月17日に、平成15年度、平成14年度及び平成13年度の千葉県の負担額の精算を通知している（乙80号証）。この通知の内容は、千葉県に係る多目的ダム建設事業費に係る千葉県の負担額を3165万733円減額し（平成13年度分について13万4438円、平成14年度分について16万3224円、平成15年度分について3135万3071円それぞれ減額）、このうち八ッ場ダム建設事業に係る千葉県の負担額を2836万4133円減額（平成13年度分について8万1301円、平成14年度分について11万6480円、平成15年度分について2816万6352円それぞれ減額）するものである。

そして、千葉県に対する具体的な費用負担の命令としての地方負担金の納付の通知は、河川法60条1項及び63条1項の規定により、平成16年8月10日に負担額7億3972万3000円（このうち八ッ場ダム建設事業に係る千葉県の負担額は5億4491万8000円）（乙81号証）、同年11月17日に負担額2億1238万9267円（このうち八ッ場ダム建設事業に係る千葉県の負担額は1億8318万5665円（八ッ場ダム建設事業分は、2億1157万3000円であるが、この額から八ッ場ダムの平成13年度、平成14年度及び平成15年度の調整額2836万4133円及び利根川渡良瀬遊水

池総合開発の過年度調整額2万3202円を差し引いたもの)) (乙82号証)、平成17年3月9日に負担額3億1582万4000円 (このうち八ッ場ダム建設事業に係る千葉県の負担額は1億3977万4000円) (乙83号証) とそれぞれなされている。

その各通知に応じて、歳入徴収官国土交通省大臣官房会計課長は、平成16年8月24日に5億4491万8000円 (乙84号証)、同年11月30日に1億8318万5665円 (乙85号証)、平成17年3月15日に1億3977万4000円 (乙86号証) の納入告知書により、千葉県に対して当該地方負担金を国庫に納付するよう納入の告知をしている。

上記をまとめると、平成16年度の治水特別会計の直轄治水事業に係る千葉県の負担額は、合計12億6793万6267円 (7億3972万3000円 + 2億1238万9267円 + 3億1582万4000円) で、このうちの八ッ場ダム建設事業に対する千葉県の負担額は、合計8億6787万7665円 (5億4491万8000円 + 1億8318万5665円 + 1億3977万4000円) とされ、負担金の納入の告知も合計8億6787万7665円となっている。

イ この平成16年度の地方負担金に係る予算については、平成16年2月25日に千葉県知事が平成16年度当初予算案 (乙87号証) として千葉県議会に提出し (概算に基づくもの)、同年3月19日に同議会において議決されている。その後、負担予定額の変更通知に応じて、千葉県知事は、平成17年2月1日に千葉県議会に補正予算案 (乙88号証) を提出し、同年2月17日に同議会において議決されている。

千葉県 (千葉県知事) は、この議決された予算に基づき、前記の納付の通知及び納入の告知により、その一般会計から、5億4491万8000円 (支出負担行為及び支出命令：平成16年8月27日、支出：同年9月10日) (乙89号証の1)、1億8318万5665円 (支出負担行為及び支出命令：平成16年12月2日、支出：同年12月10日) (乙89号証の2)、1億39

77万4000円（支出負担行為及び支出命令：平成17年3月18日，支出：同年3月31日）（乙89号証の3），合計8億6787万7665円の予算を執行をしたものである。なお，八ッ場ダム建設事業に係る負担金は，同ダムと同じ多目的ダム建設事業である湯西川ダムの建設事業に係る負担金と併せて予算執行している。

これらの金額は，前記の納付の通知及び納入告知書に記載された額並びに議決された予算の積算根拠の額と同額であり，千葉県知事には，この金額を増減する裁量権は全くない。

- (3) 上記により，平成15年9月11日から平成16年9月10日までに千葉県が八ッ場ダム建設事業の治水に関して一般会計から支出した額は，10億2274万7800円（1億6610万2800円+3億1172万7000円+5億4491万8000円）となる。

2 千葉県水道局長の利水に係る負担金の支出について（平成15年9月1日～平成16年9月10日）

原告らが違法と主張する平成15年9月11日から平成16年9月10日までの期間における千葉県水道局長の所管する水道事業会計（特別会計）からの利水に係る負担金の支出（公金の支出）につき，以下では平成15年度及び平成16年度について明らかにする。

なお，八ッ場ダム建設事業のうち，千葉県（千葉県水道局）の新規水道用水の確保に係る事業は，地方公営企業法（以下「地公企法」という。）2条1項1号の水道事業（水道法3条1項）であり，千葉県水道局は同法の適用を受ける地方公営企業である。したがって，この水道事業に係る水道事業会計（特別会計）について出納その他の会計事務を行う権限を本来的に有するのは，千葉県知事ではなく，地方公営企業管理者たる千葉県水道局長である（地公企法9条11号。千葉県水道事業の設置等に関する条例（昭和41年千葉県条例61号。乙90号証）3条）。

(1) ダム本体に関する負担

ア 国（国土交通省）は、地方財政法17条の2第2項の規定により、平成15年4月1日に、平成15年度特定多目的ダム建設工事費負担金（利根川八ッ場ダム）の予定額を千葉県に対して通知しているが（乙91号証）、その内容は、平成15年度事業費を190億円とし、千葉県（千葉県水道局）の負担予定額を6億2087万9000円とするものである。その後、国は、平成16年2月3日に、当該事業費を8億4075万4000円増額し、同負担予定額を2842万5000円増額する内容の変更通知をしている（乙92号証）。

国は、平成16年度についても、平成16年4月1日に、平成16年度特定多目的ダム建設工事費負担金（利根川八ッ場ダム）の予定額を千葉県に対して通知しているが（乙93号証）、その内容は、平成16年度事業費を196億5000万円とし、千葉県（千葉県水道局）の負担予定額を6億4113万8000円とするものである。その後、同年11月15日に当該事業費を2億8200万円増額し、同負担予定額を930万6000円増額する内容の変更通知がなされている（乙94号証）。

そして、平成15年度分についての千葉県（千葉県水道局）に対する具体的な費用負担の命令としての負担金の納付の通知（毎四半期ごとの支払計画に応じて定められる。）は、特定多目的ダム法施行令11条の3の規定により、平成15年5月27日に負担額1億8299万6000円（乙95号証）、同年7月24日に負担額1億8953万1000円（乙96号証）、同年11月12日に負担額1億456万9000円（乙97号証）、平成16年2月3日に負担額1億4378万3000円（乙98号証）、同年2月24日に負担額2842万5000円（乙99号証）とそれぞれなされている。

また、平成16年度分の納付の通知については、平成16年6月1日に負担額1億9576万7000円（乙100号証）、同年7月28日に負担額1億6314万円（乙101号証）、同年11月5日に負担額1億4682万5000円（乙102号証）、平成17年2月14日に負担額1億4471万20

000円（乙103号証）と納付の通知がなされている。

その各通知の後において、歳入徴収官国土交通省大臣官房会計課長は、平成15年度については、平成15年6月17日に負担額1億8299万6000円（乙104号証）、同年8月12日に負担額1億8953万1000円（乙105号証）、同年11月25日に負担額1億456万9000円（乙106号証）、平成16年2月9日に負担額1億4378万3000円（乙107号証）、同年3月12日に2842万5000円（乙108号証）の納入告知書により、千葉県に対して当該負担金を国庫に納付するよう納入の告知をしている。

また、平成16年度についても、平成16年6月14日に負担額1億9576万7000円（乙109号証）、同年8月12日に負担額1億6314万円（乙110号証）、同年11月22日に負担額1億4682万5000円（乙111号証）、平成17年2月21日に負担額1億4471万2000円（乙112号証）の納入告知書により、納入の告知をしている。なお、これらの金額は、上記の特定多目的ダム法7条1項の規定による納付の通知における金額と同額である。

上記をまとめると、平成15年度の特定多目的ダム建設工事費負担金に係る千葉県（千葉県水道局）の負担額は6億4930万4000円であり、また、平成16年度の同負担額は6億5044万4000円であり、負担金の納入の告知も同額となっている。

イ この平成15年度特定多目的ダム建設工事費負担金（利根川ハッ場ダム）に係る予算については、平成15年2月12日に千葉県知事が平成15年度当初予算案として千葉県議会に提出し（概算に基づくもの。乙113号証）、同年3月5日に同議会において議決されている。その後、負担予定額の変更通知に応じて、千葉県知事は、平成16年3月4日に千葉県議会に補正予算案を提出し（乙114号証）、同年3月19日に同議会において議決されている。

また、平成16年度特定多目的ダム建設工事費負担金（利根川ハッ場ダム）

に係る予算についても、平成16年2月25日に千葉県知事が平成16年度当初予算案として千葉県議会に提出し（概算に基づくもの。乙115号証）、同年3月19日に同議会において議決されている。その後、負担予定額の変更通知に応じて、千葉県知事は、平成17年2月1日に千葉県議会に補正予算案を提出し（乙116号証）、同年2月17日に同議会において議決されている。

千葉県（千葉県水道局長）は、この議決された予算に基づき、前記の納付の通知及び納入の告知により、千葉県水道事業会計（特別会計）から、平成15年度については、1億8299万6000円（支出負担行為：平成15年6月13日、支出命令：同年6月17日、支出：同年6月27日）（乙117号証の1、2）、1億8953万1000円（支出負担行為：平成15年6月13日、支出命令：同年8月12日、支出：同年8月29日）（乙117号証の1、乙118号証）、1億456万9000円（支出負担行為：平成15年6月13日、支出命令：同年11月25日、支出：同年12月11日）（乙117号証の1、乙119号証）、1億4378万3000円（支出負担行為：平成15年6月13日、支出命令：平成16年2月9日、支出：同年2月27日）（乙117号証の1、乙120号証）、2842万5000円（支出負担行為：平成16年2月20日、支出命令：同年3月12日、支出：同年3月31日）（乙121号証の1、2）合計6億4930万4000円の予算を執行したものである。

また、平成16年度については、1億9576万7000円（支出負担行為：平成16年4月6日、支出命令：同年6月18日、支出：同年6月30日）（乙122号証の1、2）、1億6314万円（支出負担行為：平成16年4月6日、支出命令：同年8月19日、支出：同年8月31日）（乙122号証の1、乙123号証）、1億4682万5000円（支出負担行為：平成16年4月6日、支出命令：同年11月26日、支出：同年12月3日）（乙122号証の1、乙124号証）、1億4471万2000円（支出負担行為：平成16年12月17日、支出命令：平成17年2月23日、支出：同年3月4

日) (乙125号証の1, 2) 合計6億5044万4000円の予算を執行したものである。

これらの金額は、前記の納付の通知及び納入告知書に記載された金額並びに議決された予算の積算根拠の額と同額であり、千葉県水道局長には、この金額を増減する裁量権は全くない。

ウ 上記により、平成15年9月11日から平成16年9月10日までに千葉県(千葉県水道局長)が水道事業会計から支出した額は、平成15年度分が2億7677万7000円、平成16年度分が3億5890万7000円の合計6億3568万4000円となる。

(2) 水源地域対策特別措置法に基づく負担

千葉県(千葉県水道局)は、平成8年度より八ッ場ダム建設事業に係る水特法負担金を公営企業管理者たる千葉県水道局長の所管する水道事業会計(特別会計)から支出している。なお、平成15年9月11日から平成16年9月10日までの期間には平成16年度分の水特法負担金の支出(公金の支出)の該当はないため、以下では平成15年度分について明らかにする。

ア 群馬県は、前記第2・2・(2)に述べた水特覚書(乙55号証)1条2項により、平成14年8月1日に翌平成15年度の水源地域整備事業の下流受益者負担額について千葉県と協議を行い、同年8月19日に千葉県は異議がない旨回答しているが、この協議における事業費及び負担金の内容は、事業費を47億2044万2000円、千葉県の負担額を2億4881万1000円(千葉県水道局の負担額が1億1403万81円、千葉県企業庁の負担額が2418万4429円)とするものである(乙126号証、乙127号証)。

その後平成15年度に入ってから事業実施協議により、事業費33億4691万4500円、千葉県水道局負担額8672万3651円(平成15年5月29日)に変更され、さらに、事業費31億6937万8931円、千葉県水道局負担額7357万8232円(同年12月5日)に再度変更されている(乙

128号証ないし乙135号証)。

そして、群馬県は、平成16年3月12日に、千葉県に対して事業実施計画の変更を報告するとともに、平成15年度実績報告を行っている(事業費31億6853万931円、千葉県水道局負担額7357万8232円)(乙136号証ないし乙139号証)。

一方、千葉県水道局に対する群馬県からの具体的な水特法負担金の請求は、平成15年9月10日に千葉県水道局長に対し3468万9000円の請求があり、さらに、平成16年1月13日に群馬県から2回目の負担金3888万9232円の請求が同局長に対してあったが、この水特法負担金の納入は、平成15年9月10日と平成16年1月13日付けの群馬県発行の納入通知書により群馬県へ納付することとされ(乙140号証ないし乙143号証)、水道局長の所管する水道事業会計から後記各日付けで3468万9000円、3888万9232円がそれぞれ支出(公金の支出)されている。

上記をまとめると、平成15年度ハツ場ダムの水源地域整備事業費は31億6853万931円で、このうち千葉県水道局の負担額は7357万8232円とされ、負担金の納入通知も合計7357万8232円となっている。

イ この平成15年度水特法負担金(利根川ハツ場ダム)に係る予算については、平成15年2月12日に千葉県知事が平成15年度当初予算案として千葉県議会に提出し(概算に基づくもの。乙113号証)、同年3月5日に県議会において議決されている。その後、負担予定額の変更協議に応じて、千葉県知事は、平成16年3月4日に千葉県議会に補正予算案を提出し(乙114号証)、同年3月19日に県議会において議決されている。

千葉県(公営企業管理者たる千葉県水道局長)は、この議決された予算に基づき、前記の請求と納入通知により、その水道事業会計から、平成15年度前期分として3468万9000円(支出負担行為:平成15年9月10日、支出命令:同年9月10日、支出:同年9月30日)(乙144号証の1、2)、同年度後期分として3888万9232円(支出負担行為:平成16年1月1

3日、支出命令：同年1月13日、支出：同年1月30日）（乙145号証の1、2）、合計7357万8232円の予算執行をしたものである。

これらの金額は前記の請求及び納入通知書に記載された金額並びに議決された予算の積算根拠の額と同額であり、千葉県水道局長には、この金額を増減する裁量権は全くない。

ウ 上記により、平成15年9月11日から平成16年9月10日までに千葉県（千葉県水道局長）が水道事業会計から支出した額は、平成15年度前期分3468万9000円と同年度後期分3888万9232円の合計7357万8232円となる。

（3）財団法人利根川・荒川水源地域対策基金に関する負担

千葉県（千葉県水道局）は、昭和63年度より八ッ場ダム建設事業に係る基金事業に対する負担金（以下「基金負担金」という。）を公営企業管理者たる千葉県水道局長の所管する水道事業会計（特別会計）から支出している。以下では、平成15年度分と平成16年度分について明らかにする。

ア 平成15年度における基金負担金の支出については、利根川荒川基金は、基金業務方法書（乙60号証の1）10条に基づき、平成14年9月26日に翌平成15年度の八ッ場ダムの基金負担金見込み額（事業費2億1890万円、千葉県の負担額3456万4310円、このうち千葉県水道局負担額1584万8360円）について千葉県に対して通知を行ったうえ（乙146号証の1、2）、業務方法書11条に基づき、平成15年4月25日に平成15年度基金負担金等について千葉県に対して通知した（八ッ場ダムに係る千葉県負担額は3456万4310円。乙147号証の1）。なお、千葉県水道局には同年6月3日に同局の負担額を通知している（乙147号証の2）。また、利根川荒川基金は、同年5月2日に、基金協定書（乙62号証）3条に基づき関係都県との間で平成15年度事業規模とその負担を協定する「八ッ場ダム平成15年度細目協定書」（事業費2億1890万円、そのうち千葉県の負担額3456

万4310円)を締結するとともに(乙64号証の1)、千葉県との間で、同日付けで「八ッ場ダム平成15年度細目協定書に伴う覚書」を締結した。この覚書では、千葉県が負担する平成15年度の基金負担金については千葉県水道局等の各利水者が負担する旨定められ、千葉県水道局の負担額は1584万8360円とされた(乙65号証の1)。

その後、利根川荒川基金から平成15年11月28日に平成15年度の基金負担金の精算見込額が示され(事業費の精算見込額1億6822万5000円、千葉県負担額の精算見込額2656万2728円、このうち千葉県水道局負担額の精算見込額1217万9490円。乙148号証)、平成16年3月15日に上記細目協定書4条に基づき千葉県に対して事業実績報告がなされ(乙149号証の1,2)、また、同年3月17日には同細目協定書6条に基づき千葉県水道局に対して負担額の精算が通知されたが(乙150号証の1)、その負担額の精算通知では、事業費の額は1億6804万9700円、千葉県水道局の負担額は1216万6798円とされ、千葉県水道局の負担済みの額1217万9490円(上記精算見込額と同額)は1万2692円の支出超過となったので、この超過支出額1万2692円は利根川荒川基金から千葉県水道局に戻入されることとなった。

次に、平成16年度における基金負担金の支出については、利根川荒川基金は、平成15年9月10日に翌平成16年度の八ッ場ダムの基金負担金見込み額(事業費3億6536万3000円、千葉県の負担額5769万818円、このうち千葉県水道局負担額2645万2281円)について千葉県に対して通知を行ったうえ(乙151号証の1,2)、平成16年5月20日に平成16年度基金負担金等について千葉県に対して通知した(八ッ場ダムに係る千葉県負担額は5769万818円。乙152号証の1)。なお、千葉県水道局には同年6月2日に同局の負担額を通知している(乙152号証の2)。また、利根川荒川基金は、同年5月20日、関係都県との間で平成16年度事業規模とその負担を協定する「八ッ場ダム平成16年度細目協定書」(事業費3億6

536万3000円，そのうち千葉県の負担額5769万818円)を締結するとともに(乙64号証の2)，同日付けで「八ッ場ダム平成16年度細目協定書に伴う覚書」を締結した。この覚書では，千葉県が負担する平成16年度の基金負担金については千葉県水道局等の各利水者が負担する旨定められ，千葉県水道局の負担額は2645万2281円とされた(乙65号証の2)。

その後，利根川荒川基金から平成16年12月1日に平成16年度の基金負担金の精算見込額が示され(事業費の精算見込額3億4055万1000円，千葉県負担額の精算見込額5377万3003円，このうち千葉県水道局負担額の精算見込額2465万5893円。乙153号証)，平成17年3月15日に千葉県に対して事業実績報告がなされ(乙154号証の1，2)，また，同年3月16日には千葉県水道局に対して負担額の精算が通知された(乙155号証の1)。その負担額の精算通知では，事業費の額は3億3991万2427円，千葉県水道局の負担額は2460万9660円とされ，千葉県水道局の負担済みの額2465万5893円(上記精算見込額と同額)は4万6233円の支出超過となったので，この超過支出額4万6233円は利根川荒川基金から千葉県水道局に戻入されることとなった。

イ そして，千葉県水道局に対する利根川荒川基金からの具体的な平成15年度分の基金負担金の請求は，同年度前期分として，平成15年6月23日に上記細目協定書3条により633万9000円の請求があり，さらに同年度後期分として，同年11月28日に584万490円の請求(合計1217万9490円)があった(乙156号証，乙158号証)。

また，平成16年度分については，同年度前期分として，平成16年6月25日に1058万912円の請求があり，さらに同年度後期分として，同年12月1日に負担金1407万4981円の請求(合計2465万5893円)があった(乙160号証，乙162号証)。

そして，これらの負担金の請求は利根川荒川基金が発行する請求書により行われ，利根川荒川基金の口座に振り込むこととされており(乙157号証，乙

159号証、乙161号証及び乙163号証)、千葉県水道局長の所管する水道事業会計からそれぞれ支出(公金の支出)されている。

ウ 平成15年度基金負担金(利根川八ッ場ダム)に係る予算については、平成15年2月12日に千葉県知事が平成15年度当初予算案として千葉県議会に提出し(概算に基づくもの。乙113号証)、同年3月5日に同議会において議決されている。その後、負担予定額の変更通知に応じて、千葉県知事は、平成16年3月4日に千葉県議会に補正予算案を提出し(乙114号証)、同年3月19日に同議会において議決されている。

千葉県(千葉県水道局長)は、この議決された予算に基づき、前記の請求書により、その水道事業会計(特別会計)から、633万9000円(支出負担行為:平成15年6月4日、支出命令:同年6月23日、支出:同年7月18日)(乙164号証の1、2)、584万490円(支出負担行為:平成15年6月4日、支出命令:同年11月28日、支出:同年12月19日)(乙164号証の1、乙165号証)、合計1217万9490円の予算執行をしたものである。なお、前記アのとおり、平成15年度の基金事業費の精算の結果、基金負担金の超過支出が生じたので、千葉県水道局は、平成16年3月26日に利根川荒川基金に対してこの超過支出額1万2692円の返納を求め(乙166号証の1、2)、利根川荒川基金から同年4月2日に同額の戻入を受けている(乙167号証)。

また、平成16年度基金負担金(利根川八ッ場ダム)に係る予算についても、平成16年2月25日に千葉県知事が平成16年度当初予算案として千葉県議会に提出し(概算に基づくもの。乙115号証)、同年3月19日に同議会において議決されている。その後、負担予定額の変更通知に応じて、千葉県知事は、平成17年2月1日に千葉県議会に補正予算案を提出し(乙116号証)、同年2月17日に同議会において議決されている。

千葉県(千葉県水道局長)は、この議決された予算に基づき、前記の請求書により、その水道事業会計(特別会計)から、1058万912円(支出負担

行為：平成16年6月4日，支出命令：同年7月2日，支出：同年7月16日）
（乙168号証の1，2），1407万4981円（支出負担行為：平成16年6月4日，支出命令：同年12月7日，支出：同年12月17日）（乙168号証の1，乙169号証），合計2465万5893円の予算執行をしたものである。なお，前記アのとおり，平成16年度の基金事業費の精算の結果，基金負担金の超過支出が生じたので，千葉県水道局は，平成17年3月22日に利根川荒川基金に対してこの超過支出額4万6233円の返納を求め（乙170号証の1，2），利根川荒川基金から同月31日に同額の戻入を受けている（乙171号証）。

エ 上記をまとめると，平成15年度八ッ場ダムの基金事業については，事業費が1億6804万9700円，千葉県水道局の負担額は1216万6798円とされている。なお，平成15年度の基金事業費の精算の結果，平成15年度支出額（利根川荒川基金からの請求金額）1217万9490円が1万2692円超過していたので，この超過額は利根川荒川基金から千葉県水道局に戻入されている。

また，平成16年度八ッ場ダムの基金事業については，事業費が3億3991万2427円，千葉県水道局の負担額は2460万9660円とされている。なお，平成16年度の基金事業費の精算の結果，平成16年度支出額（利根川荒川基金からの請求金額）2465万5893円が4万6233円超過していたので，この超過額は利根川荒川基金から千葉県水道局に戻入されている。

オ これらの金額は，前記の請求書に記載された金額及び議決された予算の積算根拠の額と同額であり，千葉県水道局長には，この額を増減する裁量権は全くない。

上記により，平成15年9月11日から平成16年9月10日までに千葉県（千葉県水道局長）が水道事業会計から支出した額は，平成15年度後期分584万490円と平成16年度前期分1058万912円の合計1642万1402円となる。

3 千葉県企業庁長の利水に係る負担金の支出について（平成15年9月11日～平成16年9月10日）

原告らが違法と主張する平成15年9月11日から平成16年9月10日までの期間における千葉県企業庁長の所管する工業用水道事業会計（特別会計）からの利水に係る負担金の支出（公金の支出）につき、以下では平成15年度及び平成16年度について明らかにする。

なお、八ッ場ダム建設事業のうち、千葉県（千葉県企業庁）の新規工業用水の確保に係る事業は、地公企法2条1項2号の工業用水道事業であり、千葉県企業庁は同法の適用を受ける地方公営企業である。したがって、この工業用水道事業に係る工業用水道事業会計（特別会計）について出納その他の会計事務を行う権限を本来的に有するのは、千葉県知事ではなく、地方公営企業管理者たる千葉県企業庁長である（地公企法9条11号。千葉県土地造成整備事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例（昭和49年千葉県条例3号。乙172号証）4条2項）。

(1) ダム本体に関する負担

ア 国（国土交通省）は、地方財政法17条の2第2項の規定により、平成15年4月1日に、平成15年度特定多目的ダム建設工事費負担金（利根川八ッ場ダム）の予定額を千葉県に対して通知しているが（乙173号証）、その内容は、平成15年度事業費を190億円とし、千葉県（千葉県企業庁）の負担予定額を1億3230万2000円とするものである。その後、国は、平成16年2月3日に、当該事業費を8億4075万4000円増額し、同負担予定額を602万9000円増額する内容の変更通知をしている（乙174号証）。

国は、平成16年度についても、平成16年4月1日に、平成16年度特定多目的ダム建設工事費負担金（利根川八ッ場ダム）の予定額を千葉県に対して通知しているが（乙175号証）、その内容は、平成16年度事業費を196億5000万円とし、千葉県（千葉県企業庁）の負担予定額を1億3497万

9000円とするものである。その後、同年11月15日に当該事業費を2億8200万円増額し、同負担予定額を394万8000円増額する内容の変更通知がなされている(乙176号証)。

そして、平成15年度分についての千葉県に対する具体的な費用負担の命令としての負担金の納付の通知(毎四半期ごとの支払計画に応じて定められる。)は、特定多目的ダム法施行令11条の3の規定により、平成15年5月27日に負担額3899万4000円(乙177号証)、同年7月24日に負担額4038万7000円(乙178号証)、同年11月12日に負担額2228万3000円(乙179号証)、平成16年2月3日に負担額3063万8000円(乙180号証)、同年2月24日に負担額602万9000円(乙181号証)とそれぞれなされている。

また、平成16年度分の納付の通知については、平成16年6月1日に負担額4121万5000円(乙182号証)、同年7月28日に負担額3434万6000円(乙183号証)、同年11月5日に負担額3091万1000円(乙184号証)、平成17年3月4日に負担額3245万5000円(乙185号証)と納付の通知がなされている。

その各通知の後において、歳入徴収官国土交通省大臣官房会計課長は、平成15年度については、平成15年6月17日に負担額3899万4000円(乙186号証)、同年8月12日に負担額4038万7000円(乙187号証)、同年11月25日に負担額2228万3000円(乙188号証)、平成16年2月9日に負担額3063万8000円(乙189号証)、同年3月12日に負担額602万9000円(乙190号証)の納入告知書により、千葉県に対して当該負担金を国庫に納付するよう納入の告知をしている。

また、平成16年度についても、平成16年6月14日に負担額4121万5000円(乙191号証)、同年8月12日に負担額3434万6000円(乙192号証)、同年11月22日に負担額3091万1000円(乙193号証)、平成17年3月15日に負担額3245万5000円(乙194号証)

証)の納入告知書により、納入の告知をしている。なお、これらの金額は、上記の特定多目的ダム法7条1項の規定による納付の通知における金額と同額である。

上記をまとめると、平成15年度の特定多目的ダム建設工事費負担金に係る千葉県(千葉県企業庁)の負担額は1億3833万1000円であり、また、平成16年度の同負担額は1億3892万7000円であり、負担金の納入の告知も同額となっている。

イ この平成15年度特定多目的ダム建設工事費負担金(利根川ハッ場ダム)に係る予算については、平成15年2月12日に千葉県知事が平成15年度当初予算案として千葉県議会に提出し(概算に基づくもの。乙195号証)、同年3月5日に同議会において議決されている。その後、負担予定額の変更通知に応じて、千葉県知事は、平成16年3月4日に千葉県議会に補正予算案を提出し(乙196号証)、同年3月19日に同議会において議決されている。

また、平成16年度特定多目的ダム建設工事費負担金(利根川ハッ場ダム)に係る予算についても、平成16年2月25日に千葉県知事が平成16年度当初予算案として千葉県議会に提出し(概算に基づくもの。乙197号証)、同年3月19日に同議会において議決されている。その後、負担予定額の変更通知に応じて、千葉県知事は、平成17年2月1日に千葉県議会に補正予算案を提出し(乙198号証)、同年2月17日に同議会において議決されている。

千葉県(千葉県企業庁長)は、この議決された予算に基づき、前記の納付の通知及び納入の告知により、千葉県工業用水道事業会計(特別会計)から、平成15年度については、3899万4000円(支出負担行為:平成15年5月8日、支出命令:同年6月18日、支出:同年6月25日)(乙199号証の1、2)、4038万7000円(支出負担行為:平成15年5月8日、支出命令:同年8月18日、支出:同年8月29日)(乙199号証の1、乙200号証)、2228万3000円(支出負担行為:平成15年5月8日、支出命令:同年11月28日、支出:同年12月10日)(乙199号証の1、

乙201号証), 3063万8000円(支出負担行為:平成15年5月8日, 支出命令:平成16年2月4日, 支出:同年2月27日)(乙199号証の1, 乙202号証), 602万9000円(支出負担行為:平成16年2月23日, 支出命令:同年3月16日, 支出:同年3月31日)(乙203号証の1, 2) 合計1億3833万1000円の予算を執行したものである。

また,平成16年度については,4121万5000円(支出負担行為:平成16年5月19日, 支出命令:同年6月21日, 支出:同年6月30日)(乙204号証の1, 2), 3434万6000円(支出負担行為:平成16年5月19日, 支出命令:同年8月16日, 支出:同年8月31日)(乙204号証の1, 乙205号証), 3091万1000円(支出負担行為:平成16年5月19日, 支出命令:同年11月29日, 支出:同年12月6日)(乙204号証の1, 乙206号証), 3245万5000円(支出負担行為:平成17年2月17日, 支出命令:同年3月18日, 支出:同年3月31日)(乙207号証の1, 2) 合計1億3892万7000円の予算を執行したものである。

これらの金額は,前記の納付の通知及び納入告知書に記載された金額並びに議決された予算の積算根拠の額と同額であり,千葉県企業庁長には,この金額を増減する裁量権は全くない。

ウ 上記により,平成15年9月11日から平成16年9月10日までに千葉県(千葉県企業庁長)が工業用水道事業会計から支出した額は,平成15年度分が5895万円,平成16年度分が7556万1000円の合計1億3451万1000円となる。

(2) 水源地域対策特別措置法に基づく負担

千葉県(千葉県企業庁)は,平成8年度より八ッ場ダム建設事業に係る水特法負担金を公営企業管理者たる千葉県企業庁長の所管する工業用水道事業会計(特別会計)から支出している。なお,平成15年9月11日から平成16年

9月10日までの期間には平成16年度分の水特法負担金の支出(公金の支出)の該当はないため、以下では平成15年度分について明らかにする。

ア 群馬県は、前記第2・2・(2)に述べた水特覚書(乙55号証)1条2項により、平成14年8月1日に翌平成15年度の水源地域整備事業の下流受益者負担額について千葉県と協議を行い、同年8月19日に千葉県は異議がない旨回答しているが、この協議における事業費及び負担金の内容は、事業費が47億2044万2000円、千葉県の負担額を2億4881万1000円(千葉県水道局の負担額が1億1403万81円、千葉県企業庁の負担額が2418万4429円)とするものである(乙126号証、乙127号証)。

その後平成15年度に入ってから事業実施協議により、事業費33億4691万4500円、千葉県企業庁負担額1839万3059円(平成15年5月29日)に変更され、さらに、事業費31億6937万8931円、千葉県企業庁負担額1560万5071円(同年12月5日)に再度変更されている(乙128号証ないし乙135号証)。

そして、群馬県は、平成16年3月12日に、千葉県に対して事業実施計画の変更を報告するとともに、平成15年度実績報告を行っている(事業費31億6853万931円、千葉県企業庁負担額1560万5071円)(乙136号証ないし乙139号証)。

一方、千葉県企業庁に対する群馬県からの具体的な水特法負担金の請求は、平成15年9月10日に千葉県企業庁長に対し735万7000円の請求があり、さらに、平成16年1月13日に群馬県から2回目の負担金824万8071円の請求が同庁長に対してあったが、この水特法負担金の納入は、平成15年9月10日と平成16年1月13日付けの群馬県発行の納入通知書により群馬県へ納付することとされ(乙208号証ないし乙211号証)、企業庁長の所管する工業用水道事業会計から後記各日付けで735万7000円、824万8071円がそれぞれ支出(公金の支出)されている。

上記をまとめると、平成15年度八ッ場ダムの水源地域整備事業費は31億

6853万931円で、このうち千葉県企業庁の負担額は1560万5071円とされ、負担金の納入通知も合計1560万5071円となっている。

イ この平成15年度水特法負担金(利根川ハッ場ダム)に係る予算については、平成15年2月12日に千葉県知事が平成15年度当初予算案として千葉県議会に提出し(概算に基づくもの。乙195号証)、同年3月5日に県議会において議決されている。その後、負担予定額の変更協議に応じて、千葉県知事は、平成16年3月4日に千葉県議会に補正予算案を提出し(乙196号証)、同年3月19日に県議会において議決されている。

千葉県(公営企業管理者たる千葉県企業庁長)は、この議決された予算に基づき、前記の請求と納入通知により、その工業用水道事業会計(特別会計)から、735万7000円(支出負担行為:平成15年6月4日、支出命令:同年9月12日、支出:同年9月30日)(乙212号証の1,2)、824万8071円(支出負担行為:平成15年6月4日、支出命令:平成16年1月15日、支出:同年1月30日)(乙212号証の1,乙213号証)、合計1560万5071円の予算執行をしたものである。

これらの金額は前記の請求及び納入通知書に記載された金額並びに議決された予算の積算根拠の額と同額であり、千葉県企業庁長には、この金額を増減する裁量権は全くない。

ウ 上記により、平成15年9月11日から平成16年9月10日までに千葉県(千葉県企業庁長)が工業用水道事業会計から支出した額は、平成15年度前期分735万7000円と同年度後期分824万8071円の合計1560万5071円となる。

(3) 財団法人利根川・荒川水源地域対策基金に関する負担

千葉県(千葉県企業庁)は、昭和63年度より基金負担金を公営企業管理者たる千葉県企業庁長の所管する工業用水道事業会計(特別会計)から支出している。以下では、平成15年度分と平成16年度分について明らかにする。

ア 平成15年度における基金負担金の支出については、利根川荒川基金は、基金業務方法書（乙60号証の1）10条に基づき、平成14年9月26日に翌平成15年度のハッ場ダムの基金負担金見込み額（事業費2億1890万円、千葉県の負担額3456万4310円、このうち千葉県企業庁負担額334万9170円）について千葉県に対して通知を行ったうえ（乙146号証の1、3）、業務方法書11条に基づき、平成15年4月25日に平成15年度基金負担金等について千葉県に対して通知した（ハッ場ダムに係る千葉県負担額は3456万4310円。乙147号証の1）。なお、千葉県企業庁には同年6月3日に同庁の負担額を通知している（乙147号証の3）。また、利根川荒川基金は、同年5月2日に、基金協定書（乙62号証）3条に基づき関係都県との間で平成15年度事業規模とその負担を協定する「ハッ場ダム平成15年度細目協定書」（事業費2億1890万円、そのうち千葉県の負担額3456万4310円）を締結するとともに（乙64号証の1）、千葉県との間で、同日付けで「ハッ場ダム平成15年度細目協定書に伴う覚書」を締結した。この覚書では、千葉県が負担する平成15年度の基金負担金については千葉県水道局等の各利水者が負担する旨定められ、千葉県企業庁の負担額は334万9170円とされた（乙65号証の1）。

その後、利根川荒川基金から平成15年11月28日に平成15年度の基金負担金の精算見込額が示され（事業費の精算見込額1億6822万5000円、千葉県負担額の精算見込額2656万2728円、このうち千葉県企業庁負担額の精算見込額257万3843円。乙148号証）、平成16年3月15日に上記細目協定書4条に基づき千葉県に対して事業実績報告がなされ（乙149号証の1、3）、また、同年3月17日には同細目協定書6条に基づき千葉県企業庁に対して負担額の精算が通知されたが（乙150号証の2）、その負担額の精算通知では、事業費の額は1億6804万9700円、千葉県企業庁の負担額は257万1160円とされ、千葉県企業庁の負担済みの額257万3843円（上記精算見込額と同額）は2683円の支出超過となったので、

この超過支出額2683円は利根川荒川基金から千葉県企業庁に戻入されることとなった。

次に、平成16年度における基金負担金の支出については、利根川荒川基金は、平成15年9月10日に翌平成16年度の八ッ場ダムの基金負担金見込み額（事業費3億6536万3000円、千葉県の負担額5769万818円、このうち千葉県企業庁の負担額559万54円）について千葉県に対して通知を行ったうえ（乙151号証の1, 3）、平成16年5月20日に平成16年度基金負担金等について千葉県に対して通知した（八ッ場ダムに係る千葉県負担額は5769万818円。乙152号証の1）。なお、千葉県企業庁には同年6月2日に同庁の負担額を通知している（乙152号証の3）。また、利根川荒川基金は、同年5月20日、関係都県との間で平成16年度事業規模とその負担を協定する「八ッ場ダム平成16年度細目協定書」（事業費3億6536万3000円、そのうち千葉県の負担額5769万818円）を締結するとともに（乙64号証の2）、同日付けで「八ッ場ダム平成16年度細目協定書に伴う覚書」を締結した。この覚書では、千葉県が負担する平成16年度の基金負担金については千葉県水道局等の各利水者が負担する旨定められ、千葉県企業庁の負担額は559万54円とされた（乙65号証の2）。

その後、利根川荒川基金から平成16年12月1日に平成16年度の基金負担金の精算見込額が示され（事業費の精算見込額3億4055万1000円、千葉県負担額の精算見込額5377万3003円、このうち千葉県企業庁負担額の精算見込額521万430円。乙153号証）、平成17年3月15日に千葉県に対して事業実績報告がなされ（乙154号証の1, 3）、また、同年3月16日には千葉県企業庁に対して負担額の精算が通知された（乙155号証の2）。その負担額の精算通知では、事業費の額は3億3991万2427円、千葉県企業庁の負担額は520万660円とされ、千葉県企業庁の負担済みの額521万430円（上記精算見込額と同額）は9770円の支出超過となったので、この超過支出額9770円は利根川荒川基金から千葉県企業庁に

戻入されることとなった。

イ そして、千葉県企業庁に対する利根川荒川基金からの具体的な平成15年度分の基金負担金の請求は、同年度前期分として、平成15年6月23日に上記細目協定書3条により134万円の請求があり、さらに同年度後期分として、同年11月28日に123万3843円の請求（合計257万3843円）があった（乙214号証，乙216号証）。

また、平成16年度分については、同年度前期分として、平成16年6月25日に223万6022円の基金負担金の請求があり、さらに同年度後期分として、同年12月1日に負担金297万4408円の請求（合計521万4300円）があった（乙218号証，乙220号証）。

そして、これらの負担金の請求は利根川荒川基金が発行する請求書により行われ、利根川荒川基金の口座に振り込むこととされており（乙215号証，乙217号証，乙219号証及び乙221号証），千葉県企業庁長の所管する工業用水道事業会計からそれぞれ支出（公金の支出）されている。

ウ 平成15年度基金負担金（利根川ハッ場ダム）に係る予算については、平成15年2月12日に千葉県知事が平成15年度当初予算案として千葉県議会に提出し（概算に基づくもの。乙195号証），同年3月5日に同議会において議決されている。その後、負担予定額の変更通知に応じて、千葉県知事は、平成16年3月4日に千葉県議会に補正予算案を提出し（乙196号証），同年3月19日に同議会において議決されている。

千葉県（公営企業管理者たる千葉県企業庁長）は、この議決された予算に基づき、前記の請求書により、その工業用水道事業会計（特別会計）から、134万円（支出負担行為：平成15年7月1日，支出命令：同年7月1日，支出：同年7月18日）（乙222号証の1，2），123万3843円（支出負担行為：平成15年7月1日，支出命令：同年12月8日，支出：同年12月19日）（乙222号証の1，乙223号証），合計257万3843円の予算執行をしたものである。なお、前記アのとおり、平成15年度の基金事業費の精

算の結果、基金負担金の超過支出が生じたので、千葉県企業庁は、平成16年3月23日に利根川荒川基金に対してこの超過支出額2683円の返納を求め（乙224号証の1、2）、利根川荒川基金から同月30日に同額の戻入を受けている（乙225号証）。

また、平成16年度基金負担金（利根川八ッ場ダム）に係る予算についても、平成16年2月25日に千葉県知事が平成16年度当初予算案として千葉県議会に提出し（概算に基づくもの。乙197号証）、同年3月19日に同議会において議決されている。その後、負担予定額の変更通知に応じて、千葉県知事は、平成17年2月1日に千葉県議会に補正予算案を提出し（乙198号証）、同年2月17日に同議会において議決されている。

千葉県（千葉県企業庁長）は、この議決された予算に基づき、前記の請求書により、その工業用水道事業会計（特別会計）から、223万6022円（支出負担行為：平成16年7月5日、支出命令：同年7月5日、支出：同年7月15日）（乙226号証の1、2）、297万4408円（支出負担行為：平成16年7月5日、支出命令：同年12月7日、支出：同年12月15日）（乙226号証の1、乙227号証）、合計521万430円の予算執行をしたものである。なお、前記アのとおり、平成16年度の基金事業費の精算の結果、基金負担金の超過支出が生じたので、千葉県企業庁は、平成17年3月18日に利根川荒川基金に対してこの超過支出額9770円の返納を求め（乙228号証の1、2）、利根川荒川基金から同月28日に同額の戻入を受けている（乙229号証）。

エ 上記をまとめると、平成15年度八ッ場ダムの基金事業については、事業費が1億6804万9700円、千葉県企業庁の負担額は257万1160円とされている。なお、平成15年度の基金事業費の精算の結果、平成15年度支出額（利根川荒川基金からの請求金額）257万3843円が2683円超過していたので、この超過額は利根川荒川基金から千葉県企業庁に戻入されている。

また、平成16年度八ッ場ダムの基金事業については、事業費が3億3991万2427円、千葉県企業庁の負担額は520万660円とされている。なお、平成16年度の基金事業費の精算の結果、平成16年度支出額（利根川荒川基金からの請求金額）521万430円が9770円超過していたので、この超過額は利根川荒川基金から千葉県企業庁に戻入されている。

これらの金額は、前記の請求書に記載された金額並びに議決された予算の積算根拠の額と同額であり、千葉県企業庁長には、この額を増減する裁量権は全くない。

オ 上記により、平成15年9月11日から平成16年9月10日までに千葉県企業庁長が工業用水道事業会計から支出した額は、平成15年度後期分123万3843円と平成16年度前期分223万6022円の合計346万9865円となる。

(4) 被告千葉県企業庁長に対し、椎名賢に損害賠償の請求をすることを求める訴えについて

原告らは、訴状請求の趣旨第6項で、被告千葉県企業庁長が平成15年度において同企業庁長の地位にあった椎名賢に対し7802万2253円の損害賠償請求することを求めているが、上記したとおり、千葉県企業庁が平成15年9月10日から平成16年3月31日までの期間（平成15年度）にその所管する工業用水道事業会計から支出したのは、特定多目的ダム建設工事費負担金として5895万円（2228万3000円+3063万8000円+602万9000円）、水特法負担金として1560万5071円（735万7000円+824万8071円）及び基金負担金として123万1160円（123万3843円-2683円（精算による戻入））の7578万6231円であって、7802万2253円ではない。したがって、原告らの訴え（請求の趣旨第6項）のうち、7578万6231円を越える金額（223万6022円）の損害賠償の請求をすることを求める訴えは、理由がな

い。

なお、原告らが椎名賢に7578万6231円ではなくて7802万2253円を請求することを被告千葉県企業庁長に求めているのは、千葉県企業庁が基金負担金の平成16年度前期分として支出した223万6022円を椎名賢が企業庁長の職にあった平成15年度において支出したものと考えて本訴において請求額を積算したためと思われる。

3 一般会計繰出金の支出について（平成15年9月11日～平成16年9月10日）

原告らが違法と主張する平成15年9月11日から平成16年9月10日までの期間には、千葉県知事の所管する一般会計から公営企業管理者（水道局長、企業庁長）の所管する特別会計である水道事業会計及び工業用水道会計への八ッ場ダム建設事業に対する繰出し（公金の支出）は行っていない。なお、千葉県は、八ッ場ダムに関し、水道事業会計に対しては、昭和62年度から平成14年度までに一般会計から合計17億700万円の繰出しを行ったが、工業用水道事業会計に対しては繰出しを行ったことはない。また、平成17年度当初予算においては、水道事業会計及び工業用水道会計に対する繰出し金の予算措置はない。

第4 八ッ場ダム建設事業に係る負担金の支出の専決について

1 治水に係る専決について

- (1) 千葉県において、治水に係るダム建設費負担の支出の原因となる支出負担行為（地方自治法第232条の3）をなす権限を本来的に有するのは、地方公共団体の長である千葉県知事であるが（同法149条2号）、千葉県においては、千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2。以下「財務規則」という。）（乙230号証）5条1項（同規則別表第二 支出負担行為の欄）の規定により、1件の金額3000万円以上の負担金の支出負担行為については部長

の専決とされ、1件の金額3000万円未満の支出負担行為については課長の専決とされている。

- (2) この支出負担行為を受けて、地方自治法232条の4第1項の規定により出納長に対して支出命令がなされ、この支出命令を発する権限を本来的に有するのも千葉県知事であるが、千葉県においては、支出命令も上記と同様に財務規則5条1項（同規則別表第二 支出命令の欄）の規定により、1件の金額5000万円以上の負担金の支出命令については部長の専決とされ、1件の金額5000万円未満の負担金の支出命令については課長の専決とされ、財務規則65条に定めるところにより専決している。

本件では、平成15年度については土木部長、平成16年度については県土整備部長が支出負担行為及び支出命令の双方を専決している。1件の金額の関係から、本件での課長の専決はない。

なお、土木部次長及び県土整備部次長は、千葉県処務規程（昭和31年千葉県訓令第10号、乙231号証）5条の規定により、各部長の事務を代決することができることとされている。本件では、平成16年度の地方負担金の支出のうち支出負担行為・支出命令平成16年8月27日（支出同年9月10日）の5億4491万8000円（他のダム建設事業を含めて27億3972万3000円。乙89号証の1。前記第3・1・(2)・イ参照）が県土整備部次長の代決によりなされている。

ちなみに、代決とは、行政庁が不在等の場合に事務処理上の便宜のためになされるもので、内部的委任の一つと考えられている。

- (3) 支出負担行為として整理する時期に関し、財務規則64条1項では、「支出負担行為として整理する時期、支出負担行為の範囲及び支出負担行為に必要な主な書類は、別表第六に定める区分によらなければならない。」とされ、負担金についての支出負担行為を整理する時期は「請求のあったとき」とされ

ている（同規則別表第六 19 負担金、補助及び交付金の欄）。

そして、負担金について「請求のあったとき」とは、歳入徴収官等から千葉県に負担金の納入告知等があったときがこれに該当するが、同時期は負担金の支出命令をなす時期でもあるので、千葉県では、負担金の支出手続に関し、支出負担行為と支出命令を別個に決裁するのではなく、「支出負担行為支出伝票」の支出命令欄に決裁することによって双方の決裁を一括してなす取り扱いとなっている。本件においては、上記の土木部長、県土整備部長（県土整備部次長）の専決による決裁は、支出負担行為及び支出命令の双方の決裁を兼ねてなされたものである。

- (4) そして、上記支出命令を受けて、地方自治法 170 条により会計事務の権限を本来的に有する出納長は、同法 232 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定並びに財務規則 67 条に定めるところにより支出（国庫に納付）している。この権限が千葉県知事の本来的権限に属するものでないことは、いうまでもない。

2 利水に係る専決について

(1) 千葉県水道局長

ア 利水に係るダム建設費負担の支出の原因となる支出負担行為及び支出命令をなす権限を本来的に有するのは、水道事業を所管する公営企業管理者たる千葉県水道局長である（地公企法 8 条 1 項）が、千葉県水道局財務規程（昭和 39 年千葉県水道局管理規程第 6 号。以下「水道局財務規程」という。乙 232 号証）4 条の 2（同規程別表第一 支出予算の執行の欄のその他）の規定により、1 件の金額 2000 万円未満の支出負担行為は部長（本件では水道局管理部長）が専決できるとされている。

なお、本件では支出負担行為については、金額にかかわらずすべて水道局長が決裁している。

イ この支出負担行為の決定を受けて、支出命令がなされ、この支出命令を発す

る権限を本来的に有するのも水道局長であるが、水道局財務規程5条の規定により、金額にかかわらず、支出命令は課長の専決とされている（同別表第一支出請求の欄）。

本件における支出命令は、水道局管理部総務企画課所管に係るものであることから、総務企画課長の専決事項であり、同課長が専決している。

ウ そして、上記支出命令を受けて、地公企法28条1項ないし3項の規定により出納その他の会計事務を行う企業出納員が支出（国庫等に納付）している。

エ なお、平成15年度及び平成16年度の利根川荒川基金事業の負担金の精算に伴う過払い金の戻入に関しては、総務企画課副課長が代決しているが（乙166号証の2、乙170号証の2）、同副課長は、千葉県水道局処務規程（昭和34年千葉県水道局管理規程第4号、乙233号証）6条の規定により、総務企画課長の事務を代決することができるかとされている。

（2）千葉県企業庁長

ア 利水に係るダム建設費負担の支出の原因となる支出負担行為及び支出命令をなす権限を本来的に有するのは、工業用水道事業を所管する公営企業管理者たる千葉県企業庁長である（地公企法8条1項）が、千葉県企業庁財務規程（昭和49年千葉県企業庁管理規程第7号。以下「企業庁財務規程」という。乙234号証）5条1項（同規程別表第三 支出予算の執行の欄の十その他）の規定により、1件の金額5000万円未満の支出負担行為は部長（本件では企業庁工業用水部長）が専決できるとされている。

本件の特定多目的ダム建設工事費負担金（前記第3・3（1）参照）及び水源地域対策特別措置法に基づく負担金（前記第3・3（2）参照）の支出負担行為については、金額にかかわらずすべて企業庁長が決裁しており、また、財団法人利根川・荒川水源地域対策基金に関する負担金（前記第3・3（3）参照）については、工業用水部長が専決している。

イ この支出負担行為を受けて、支出命令がなされ、この支出命令を発する権限

を本来的に有するのも企業庁長であるが、企業庁財務規程5条の規定により、金額にかかわらず、支出命令は課長の専決とされている（同別表第三 支出請求の欄）。

本件における支出命令は、企業庁工業用水部工務課所管に係るものであることから、工務課長の専決事項であり、同課長が専決している。

ウ そして、上記支出命令を受けて、地公企法28条1項ないし3項の規定により出納その他の会計事務を行う企業出納員が支出（国庫等に納付）している。

第5 水源地域対策特別措置法12条1項2号に基づく水源地域整備事業の負担金について

原告らは、被告千葉県知事に対し、水源地域対策特別措置法12条1項2号に基づく水源地域整備事業の負担金の支出の差止めを求めている（訴状請求の趣旨第3項の(2)）。

しかし、水源地域対策特別措置法12条1項2号では、指定ダム等を利用して河川の流水をかんがい用に供する土地の区域（同号ニ）及び指定ダム等の建設により洪水等による災害の発生が防止、軽減される地域（同号ホ）を含む地方公共団体は水源地域整備事業の経費を負担することができる旨規定されている。

しかし、千葉県は、八ッ場ダムを利用して利根川の流水をかんがい用には供しないし、また、利根川水系のダムにおいて同号ホの規定による水源地域整備事業の経費負担金を負担した例はこれまでなく、今後仮に群馬県から同経費の負担を求められたとしても、千葉県はこれに応じることはない。

したがって、千葉県は、水源地域対策特別措置法12条1項2号の規定により水源地域整備事業の経費負担金を負担することはないので、当該公金の支出がなされることが相当の確実さをもって予測される場合には当たらないから、千葉県知事に対し上記経費負担金の支出の差止めを求める訴えは、不適法であり却下を免れない。

以 上

治水事業負担金(ハツ場ダム分) についての国からの通知等と千葉県への支出の状況

(単位:円)

年度	国からの負担額通知の状況							納入通知	納入告知	請求額	支出負担行為 支出伝票起票 年月日	支出年月日	支出金額	支出負担 行為者	支出命令 者	支出者	書証番号	
	負担予定額通知	過年度精算(H13)	過年度精算(H14)	利根川渡良瀬遊水池総 合開発の過年度調整額	負担予定額の変更		年間支払額計											
H15	ハツ場ダム	H15.4.1	H15.11.14	H15.11.14	H15.11.14	H16.2.2		H15.8.8	H15.8.22	384,395,000	H15.8.26	H15.9.10	384,395,000	土木部長	土木部長	出納長	乙77-1	
		2,453,154,000	26,564	△ 84,427,804	—	105,847,000		2,474,599,760	H15.11.17	H15.11.21	166,102,800	H15.11.28	H15.12.10	166,102,800	土木部長	土木部長	出納長	乙77-2
	855,924,000	7,969	△ 25,328,642	△ 132,527	31,754,000		862,224,800											
									H16.2.10	H16.2.20	311,727,000	H16.2.25	H16.3.10	311,727,000	土木部長	土木部長	出納長	乙77-3
								H15計		862,224,800			862,224,800					
H16	ハツ場ダム	H16.4.1	H16.11.15	H16.11.17	H16.11.17	H16.11.17	利根川渡良瀬遊水池総 合開発の過年度調整額	H16.8.10	H16.8.24	544,918,000	H16.8.27	H16.9.10	544,918,000	県土整備部長	県土整備部長	出納長	乙89-1	
		2,549,721,000	35,506,000	△ 271,002	△ 388,268	△ 93,888,839	—	2,490,678,891	H16.11.17	H16.11.30	183,185,665	H16.12.2	H16.12.10	183,185,665	県土整備部長	県土整備部長	出納長	乙89-2
	885,613,000	10,652,000	△ 81,301	△ 116,480	△ 28,166,352	△ 23,202	867,877,665											
									H17.3.9	H17.3.15	139,774,000	H17.3.18	H17.3.31	139,774,000	県土整備部長	県土整備部長	出納長	乙89-3
								H16計		867,877,665			867,877,665					

工業用水道事業会計(特別会計)からの支出状況

(単位: 円)

■: H15.9.11からH16.9.10までの支出

(1) 特ダム法第7条に基づくダム負担金

年度	国からの負担額通知の状況						支出区分	納入通知	納入告知	請求額	支出負担 行為年月日	支出命令 年月日	支出年月日	支出金額	支出負担 行為者	支出命令者	支出者	書証番号			
H15	通知種類	負担予定額通知	変更通知(増減額)				第1四半期	H15.5.27	H15.6.17	38,994,000	H15.5.8	H15.6.18	H15.6.25	38,994,000	企業庁長	工務課長	企業出納員	乙 199-1 乙 199-2			
	通知日	H15.4.1	H16.2.3					第2四半期	H15.7.24	H15.8.12	40,387,000	H15.5.8	H15.8.18	H15.8.29	40,387,000	企業庁長	工務課長	企業出納員	乙 199-1 乙 200		
	事業費	19,000,000,000	840,754,000						第3四半期	H15.11.12	H15.11.25	22,283,000	H15.5.8	H15.11.28	H15.12.10	22,283,000	企業庁長	工務課長	企業出納員	乙 199-1 乙 201	
	企業庁負担額	132,302,000	6,029,000							第4四半期	H16.2.3	H16.2.9	30,638,000	H15.5.8	H16.2.4	H16.2.27	30,638,000	企業庁長	工務課長	企業出納員	乙 199-1 乙 202
	変更分										H15計	H16.2.24	H16.3.12	6,029,000	H16.2.23	H16.3.16	H16.3.31	6,029,000	企業庁長	工務課長	企業出納員
合計						138,331,000										138,331,000					
平成15年度 事業費計 負担額計						19,840,754,000															
平成16年度 事業費計 負担額計						19,932,000,000															
H16	通知種類	負担予定額通知	変更通知(増減額)				第1四半期	H16.6.1	H16.6.14	41,215,000		H16.5.19	H16.6.21	H16.6.30	41,215,000	企業庁長	工務課長	企業出納員	乙 204-1 乙 204-2		
通知日	H16.4.1	H16.11.15				第2四半期		H16.7.28	H16.8.12	34,346,000	H16.5.19	H16.8.16	H16.8.31	34,346,000	企業庁長	工務課長	企業出納員	乙 204-1 乙 205			
事業費	19,650,000,000	282,000,000						第3四半期	H16.11.5	H16.11.22	30,911,000	H16.5.19	H16.11.29	H16.12.6	30,911,000	企業庁長	工務課長	企業出納員	乙 204-1 乙 206		
企業庁負担額	134,979,000	3,948,000							第4四半期	H17.3.4	H17.3.15	32,455,000	H17.2.17	H17.3.18	H17.3.31	32,455,000	企業庁長	工務課長	企業出納員	乙 207-1 乙 207-2	
変更分										H16計											
合計							138,927,000										138,927,000				
平成16年度 事業費計 負担額計						138,927,000															
平成17年度 事業費計 負担額計																					
													請求1年間の支出額	134,511,000							

(2) 水特法第12条に基づく負担金

年度	群馬県からの負担額通知の状況						支出区分	請求書	納入通知書	請求額	支出負担 行為年月日	支出命令 年月日	支出年月日	支出金額	支出負担 行為者	支出命令者	支出者	書証番号	
H15	通知種類	次年度計画通知	事業実施計画協議	変更協議	変更報告	実績報告	前期分	H15.9.10	H15.9.10	7,357,000	H15.6.4	H15.9.12	H15.9.30	7,357,000	企業庁長	工務課長	企業出納員	乙 212-1 乙 212-2	
	通知日	H14.8.1	H15.5.29	H15.12.5	H16.3.12	H16.3.12		後期分	H16.1.13	H16.1.13	8,248,071	H15.6.4	H16.1.15	H16.1.30	8,248,071	企業庁長	工務課長	企業出納員	乙 212-1 乙 213
	事業費	4,720,442,000	3,346,914,500	3,169,378,931	3,168,530,931	3,168,530,931													
企業庁負担額	24,184,429	18,393,059	15,605,071	15,605,071	15,605,071				H15計	15,605,071				15,605,071					
													請求1年間の支出額	15,605,071					

(3) 基金に基づく負担金

年度	(財)利根川・荒川水源地域対策基金からの負担額通知の状況						支出区分	依頼書	請求書	請求額	支出負担 行為年月日	支出命令 年月日	支出年月日	支出金額	支出負担 行為者	支出命令者	支出者	書証番号		
H15	通知種類	次年度負担金 見込額通知	細目協定・ 細目協定覚書	負担金通知	精算見込み	実績報告	前期分	H15.6.23	H15.6.23	1,340,000	H15.7.1	H15.7.1	H15.7.18	1,340,000	工業用水部長	工務課長	企業出納員	乙 222-1 乙 222-2		
	通知日	H14.9.26	H15.5.2	H15.6.3	H15.11.28	H16.3.17		後期分	H15.11.28	H15.11.28	1,233,843	H15.7.1	H15.12.8	H15.12.19	1,233,843	工業用水部長	工務課長	企業出納員	乙 222-1 乙 223	
	事業費	218,900,000	218,900,000	218,900,000	168,225,000	168,049,700			▲精算に伴う 戻入分			▲2,683	還付請求 H16.3.23	納入通知 H16.3.23	収納 H16.3.30	戻入額 ▲2,683	工業用水部長	工務課長	企業出納員 (収入)	乙 224-1 乙 224-2 乙 225
	企業庁負担額	3,349,170	3,349,170	3,349,170	2,573,843	2,571,160						H15計	2,571,160				2,571,160			
既負担 精算額 戻入額																				
平成15年度 負担額計																				
H16	通知種類	次年度負担金 見込額通知	細目協定・ 細目協定覚書	負担金通知	精算見込み	実績報告	前期分	H16.6.25	H16.6.25	2,236,022	H16.7.5	H16.7.5	H16.7.15	2,236,022	工業用水部長	工務課長	企業出納員	乙 226-1 乙 226-2		
	通知日	H15.9.10	H16.5.20	H16.6.2	H16.12.1	H17.3.15		後期分	H16.12.1	H16.12.1	2,974,408	H16.7.5	H16.12.7	H16.12.15	2,974,408	工業用水部長	工務課長	企業出納員	乙 226-1 乙 227	
	事業費	365,363,000	365,363,000	365,363,000	340,551,000	339,912,427			▲精算に伴う 戻入分			▲9,770	還付請求 H17.3.18	納入通知 H17.3.18	収納 H17.3.28	戻入額 ▲9,770	工業用水部長	工務課長	企業出納員 (収入)	乙 228-1 乙 228-2 乙 229
	企業庁負担額	5,590,054	5,590,054	5,590,054	5,210,430	5,200,660						H16計	5,200,660				5,200,660			
既負担 精算額 戻入額																				
平成16年度 負担額計																				
													請求1年間の支出額	3,467,182						
													請求1年間の支出額合計	153,583,253						